

10/15(月)  
16:00-17:30  
開催

# 名古屋議定書に係る ABSセミナー

ABS: 遺伝資源の取得の機会とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

生物多様性条約及び名古屋議定書において、遺伝(生物)資源の提供国の法令を遵守すること、事前同意(PIC)を取得すること及び利益配分の項目が入った相互合意(MAT)を行うことが求められています。遵守しなかった場合、研究の差し止め、研究費申請の不受理等のリスクが想定されます。

今年度の島根大学の知的財産に関するセミナーとして、名古屋議定書について、国として対応している国立遺伝子研究所の専門家から、基礎から分かりやすく説明していただきます。関連のある方は、是非、ご参加下さい。

日時：2018年10月15日(月)16:00~17:30

場所：島根大学松江キャンパス大学ホール（松江市西川津町1060）

（遠隔配信）出雲キャンパスN11教室

講師：国立遺伝学研究所産学連携・知的財産室 室長 鈴木睦昭 氏

プログラム：

16:00 開会の挨拶 島根大学理事（学術研究・地域連携担当） 秋重 幸邦

16:05 講演「名古屋議定書の国内措置であるABS指針と学術分野における具体的な対応」  
国立遺伝学研究所産学連携・知的財産室 室長 鈴木睦昭 氏

17:15 質疑応答

17:30~ 個別相談 \*セミナー終了後、個別相談を予定しています。ご希望の方は事前にお申込ください。

ご存知ですか？このような場合、注意が必要です。

## 海外での生物 サンプルの採取

生物サンプル採取に対しては各国の法令があり、事前の許可が必要です。採取前に遺伝ABS対策チームにご相談ください。



## 外国人留学生による 生物サンプルの持ち込み

留学生や訪問研究員が自国の生物サンプルを、自ら日本に持ち込み、研究を行う場合も生物多様性条約の対象となります。



## 海外の生物サンプルの 持ち込み

海外の生物はその国の財産です。生物サンプルを無断で国外に持ち出すと罪に問われる可能性があります。



## 海外の生物サンプルの 購入や受け取り

海外の共同研究者から生物サンプルを送付された場合や、国内で購入した外国由来の商品も、生物多様性条約の対象になる可能性があります。



名古屋議定書(正式名称:生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書)は、ABSの着実な実施を確保するための手続を定める国際文書として生物多様性条約第10回締約国会合(COP10)において採択され、日本では平成29年8月20日に発効しました。

## ●参加無料●

お申込はこちらから

ABSセミナー(10/15)参加申込

<https://www.leaf.shimane-u.ac.jp/enquete/no/absSeminar2018/>



## 【お問い合わせ】

島根大学企画部地域連携・研究協力課

690-8504 松江市西川津町1060

TEL:0852-32-6056 Email: rsd-kenkyu@office.shimane-u.ac.jp